

日本トレクス株式会社 殿

印

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

〔指示事項〕

- 保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）
- 1.けん引車については次により検討した。  
車名 型式  
い すゞ QKG-EXD52BD（第5輪11.5t）

主要諸元比較表

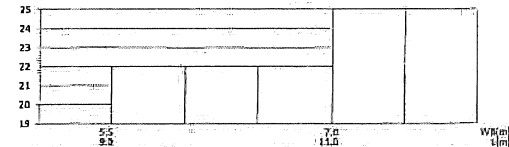
標準車欄の類別等を記載する。(3001)

項目	標準車	改造車		基準・限度	項目	標準車	改造車		基準・限度		
		3軸	1軸				3軸	1軸			
車名	トレクス	←			乗車定員人	—	—				
型式	CTB34004	CTB34004改			最大積載量 kg	30480	30480	9300			
自動車の種別	普通	←			車両重量 kg	前軸重	10920	10900	5290	(11600kg)	
用途	貨物	←					後軸重	8080	8150		≤10t (9000kg)
車体の形状	コンテナセミトレー	←				8085		8155		≤10t (9000kg)	
燃料の種類	—	—				8085		8155	8890	≤10t (9000kg)	
原動機の型式	—	—				計	35170	35360	14180	≤36t (36100kg)	
排気量(L)又は定格出力(kW)	—	—				最大安定傾斜角度°	左	47	※54	※53	一般≥35°
長さ m	12.570	←		≤13m			右	47	※54	※53	
幅 m	2.490	←		≤2.5m		タイヤサイズ	前軸	—	—	—	(—kg)
高さ m	1.550	←		≤3.8m			後軸	11R22.5-14PR	←		(10000kg)
軸距 m	6.790 + 1.360 + 1.360 = 9.510	←				前輪荷重割合	空車	—	—	—	≥18, 20%
	輪距 m	前軸	—	—	積車		—	—	—		
荷台の内側の寸法	長さ m	←			リヤ・オーバーハング m	2.010	←	←	≤2/3L (6.340m)		
	幅 m	←			荷台オフセット m	2.730	2.730	4.090			
	高さ m	←			最小回転半径 m	—	※9.5	※10.8	≤12m		
車両重量	前軸重	710	690	1290	計	4690	4880				
		1320	1400								
	後軸重	1330	1400								
		1330	1390	3590							

車両重量・軸重等の基準

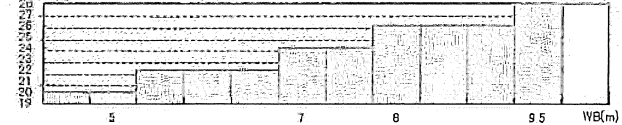
GVWR(t)

セミトレー以外の車両重量



GVWR(t)

セミトレーの車両重量



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg ≤ 18t	kg ≤ 20t	16310 kg ≤ 19t

能力強度等検討書

制動能力	—			操縦装置強度	σB/σ = — / — = —	≥1.6
	—			緩衝装置強度	σB/σ = X / X = —	≥1.6
車枠強度	σB/σ = — / — = —	≥1.6	制動装置強度	σB/σ = — / — = —	≥1.6	
	σY/σ = — / — = —	≥1.3		連結装置強度	σB/σ = — / — = —	≥1.6
車軸強度	σB/σ = — / — = —	≥1.6				
	σY/σ = — / — = —	≥1.3				

注1. 能力検討欄は、該当しないものは—、省略したものは×を記入すること。

K14286

注2. ※印欄はいすゞ QKG-EXD52BD との連結時の計算値を示す。

注3. 指示事項欄又は能力強度等検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。

注4. 現車審査の際は、通知書及び改造部分詳細図等の添付資料を提示すること。(9.(1)関係)

Y39991

第2号様式(裏面)(別添4の4.1.関係)

## 改 造 等 の 概 要

目 的	本車両はトレクスCTB34004型車両に輸送時の荷物への衝撃緩和のため緩衝装置を空気式に変更するものである。
車枠及び車体	
原 動 機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	2枚ばね → 円形ダイヤフラム空気ばね : 寸法:360×418-1 [PFB34118型車両 類別3004と同一]
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1:変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2:届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。  
なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく勧告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)